千葉市後期高齢者医療保険料分割納付に関する取扱い基準

1　趣旨

当基準は、被保険者および連帯納付義務者（高齢者の医療の確保に関する法律第１０８条第２項及び第３項により連帯して納付する義務を負う者をいう。）（以下「納付義務者」という。）が滞納保険料を一括納付することが困難である場合の分割納付に関する分割納付指導、誓約、履行管理などの事務取扱を定めたものである。

2　分割納付の意義

滞納保険料を一括納付することが困難である納付義務者に対して分割納付計画を提示させ、その確実な履行を求めるものである。

また、分割納付は民法で定められている消滅時効の中断事由である債務の承認にあたり、滞納保険料の債権確保を明らかにするものである。

3　分割納付ができる納付義務者

分割納付ができる納付義務者は、滞納保険料を一括納付することが困難であると認められ、かつ本人に支払いの意思がある者とする。

4　分割納付できる保険料

分割納付できる保険料は、既に納付期限が経過した滞納保険料とする。

なお、納期未到来分の保険料は、千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（以下、「広域連合条例」という。）に基づく減免・徴収猶予の対象とする。

5　分割納付指導の進め方

分割納付指導は納付資力調査により総合的に納付資力を判断し、その資力に応じて可能な限り短期間で完納が見込める分割納付を指導し、誓約させるものとする。

また、相談時に納付資力が把握しきれず、別途、財産調査等が必要となる納付義務者については、暫定的に短期間（目安として３か月）の分割納付にとどめ、期間終了日までに再相談日を設けて誓約するよう指導することとする。

なお、次回再相談日までには財産調査を行い、次回相談日には、調査結果により明らかとなった納付資力に応じて分割納付月額の増額又は、一括納付も含めた納付指導を行うものとする。

6　分割納付に関する誓約書類の提出及びその取扱いについて。

原則、来所により誓約に係る書類提出を要し、例外として来所できないことについて正当な理由がある場合に限り、電話による申し出後、郵送による書類提出・誓約手続きを認めるものとする。

加えて、必要に応じて分割納付誓約理由の根拠となる資料（給与明細、確定申告書等の写し）の提出も求めることとする。

7　分納誓約に係る注意事項の確認

分割納付の誓約を受け付ける際には、「後期高齢者医療保険料納付誓約書」（以下「誓約書」という。）に記載の注意事項について納付義務者に対して十分な説明を行うこと。

注意事項は分割納付を受け付けるに当たっての承諾事項として位置付け、仮に注意事項について納付義務者が承諾しない場合には、分割納付は認めないこととする。

（注意事項）

「誓約不履行の場合や申告した財産以外の財産があった場合は、『被保険者証』の返還を求められたり、滞納処分（財産の差押え等の処分）を受ける」場合があることを説明する。

以上の注意事項の承諾行為として誓約書へ署名させるものとする。

8　分割納付の履行管理

分割納付を誓約した納付義務者（以下「誓約者」という。）については経常的に履行状況を確認し、不履行が確認される誓約者に対しては早急に対応すること。

また分割納付の誓約期間が終了し、再相談等が必要な誓約者を把握することにより、滞納状況の長期放置を防止するとともに継続的な履行の確保を図るものとする。

9　納付資力調査について

納付資力調査とは、納付義務者が滞納保険料を一括納付することが困難である場合に、その事実を裏付けるため、納付義務者の収入状況、所有財産や生活状況を調査することであり、この調査結果によって、申し出た分割納付計画の内容が妥当であるかを判断し、また、調査で得た情報を不履行者に対する差押等滞納処分に役立てる。

なお、納付資力調査は、「世帯状況調査票」、「収入・無収入申告書」、「資産申告書」、に基づき実施する。

（１）収入状況の把握

納付義務者との面談の中で、職業や、現状収入に関する調査を行い、納付義務者の収入状況の把握に努める。特に収入種類に注意し、その把握に努める。

- 年金所得者･･･年金種別、給付金額
- 給与所得者･･･平均給与月額、賞与、職業、勤務先
- 自営業者･･･月々の売上、借入金

（２）所有財産の把握

納付義務者からの事情聴取の中で不動産等保有資産（土地・家屋等）について調査を行う。

特に暫定的に短期間の分割納付を誓約した納付義務者については、分割納付の原因にあたる事実の追跡調査として必ず行い、再相談時の判断材料として活用する。

（３）無職・無収入の申し出があった場合の対応

生活費の入手方法など現在の生活に関する状況を詳細に聴取し、状況の変化があれば、逐次連絡ができるようにしておく。

加えて（２）の追跡調査も行うようにしておく。

（４）納付資力調査の結果

納付資力調査の結果、納付資力が認められた場合、（分割納付を取消し、）滞納となっている保険料の一括納付又は納付資力に見合った分割納付額の増額を求めるものとする。

一方、調査の結果、資力がないと判断される場合には、法律の定めに基づき、滞納処分の停止から欠損処理を視野に入れた整理を図ることとする。

１０　支払回数について

基本的には、納付義務者の資力に応じて可能な限り短期間で完納してもらえるような額、回数とする。

しかしながら、納付期間については、「千葉市債権管理事務マニュアル」に基づき、原則として１年（最長で２年）とする。

２年を超える分割納付は認めてはならない。

１１　収納の方法

支払誓約額、支払誓約日を記載した新たな納付書を発行し、それによって納付する。

納付額は、特に申し出のない限り期別の古いものから順に消し込むこととする。

但し、誓約者が支払誓約日の新しい納付書で先に納付した場合はこの限りではない。

１２　時効の考え方

滞納保険料について、分納誓約や内入れがあった翌日が新たな時効の起算日となる。

１３　督促状及び催告書について

誓約書の提出があった場合には、誓約を行った期別に対しての催告書は送付しないこととする。

但し、誓約後に滞納となった期別（誓約日現在、督促状を発行していない期別を含む）の督促状及び誓約不履行があった場合の催告書は発行する旨、納付義務者に説明し、了承を得ることとする。